

要注意

「財団法人東京管理センター」と名乗るハガキにご注意ください

「民事訴訟裁判の訴状が提出された」という内容のハガキが送られてきたとの相談が寄せられています。

「民事訴訟裁判の訴状」、「管轄裁判所」、「民法188条」等ともっともらしい文言を並べて信用させ、同時に「差し押さえ」や「勤務先等への郵送」等という文言で、危機感をあおり、記載されている電話番号へ電話をかけさせるのが目的です。

民事訴訟裁判通達書

この度、御通知いたしましたのは、貴殿に対する民事訴訟裁判の訴状が提出されたことについてです。

貴殿は契約会社及び、回収業者に対しての料金未払いもしくは契約不履行につき当該会社が提出した訴状を管轄裁判所が受理しましたことをご報告いたします。後日裁判所から出廷命令通知が届きますので記載されている期日に出廷いただくようお願いいたします。こちら民法188条にもとづいた財務局認可通達書となっておりますので出廷拒否されますと原告側の主張が全面的に受理され、裁判後の処置として給料の差し押さえ及び、動産物、不動産物の差し押さえを執行官立会いのもと強制的に執行させていただきます。また裁判所執行官による[執行証書の交付]を承諾していただくようお願いいたしますと同時に、債権譲渡証明書を郵送させていただきますのでご了承ください。なお書面での通達になりますので、プライバシー保護のため詳しい詳細等は当局職員までご連絡ください。

連絡なき方につきましては、不本意ながら本書を勤務先等、郵送させて頂く場合があります。

裁判取り下げ期日

平成19年2月6日

財団法人 東京管理センター
〒142-0061
東京都品川区小山台3-18-2
(代表) 03-3831-4714
電話受付時間 9:00~18:00(土・日・祝日を除く)

「財団法人東京管理センター」という法人は実在しません

「もしかしたら」と思わせるため、契約会社や料金について具体的に書かれていません

直接関係のない条文です

訴状の受理通知は、特別送達という書留郵便の一種により行われ、ハガキや一般の封書で行われることはありません

このような通達書の制度はありません

裁判の取り下げはいつでもできます

この書面は実物をもとに作成しました

対処法：絶対に「連絡を取らず」、「無視」しましょう。

記載の電話番号へ連絡を取ると、あなたにお金を支払わせようと、言葉巧みに誘導したり、脅かしたりすると予測されます。

連絡をとることは、悪意のある人間に、あなたの存在を知らせることになります。

仮に相手から電話がかかってきたとしても、「身に覚えのないものは支払わない」ときっぱり断りましょう。なお、勤務先や家族の名前等、個人情報を絶対に話してはいけません。

おかしいなと思ったら、連絡するなどしてお悩みの方は

・県消費生活センター：電話 024 521 0999

・県警察相談センター：電話 #9110(プッシュ回線のみ)

または 024-533-9110にご相談ください